令和８年度指定管理者募集に関する質問書に係る回答について

R8.10.28
京都府建設交通部下水道政策課

※前回回答から追加回答の箇所に黄色着色しております。

	該当箇所	内容	回答
1	要項	「いろは呑龍トンネル調整池」の上部の敷地を公園敷地とするために、周囲のフェンスを貴府の負担で設置いただけるでしょうか。貴府の設置趣旨にかなうのは、おおよそ高さ何メートルのフェンスとなるでしょうか。	下水道として維持管理上必要な施設は、府が整備・管理を行う予定です。応募に当たっては、調整池外周部に設置する高さ1.1m程度の転落防止柵のみを府が整備する前提とし、公園の運営管理や自主事業に必要となる公園施設については、応募者において必要な内容を提案してください。 なお、周辺環境との調和の観点から実施する下水道事業における環境対策施設（植樹工、芝付工、花壇工、散水工等）や、公園と下水道の境界部分（資料４の雨水管理スペースと運動施設スペースが接する部分等）については、提案内容を踏まえ、指定管理者決定後に整備範囲や費用負担について府と協議してください。 府が実施する場合、年度ごとの予算に応じて整備することとなるため、指定管理者が希望する時期に整備できないことがあります。
2	要項	「いろは呑龍トンネル調整池」の引き渡し状態は現状有姿でしょうか。もしくは事前の協議により、上部の不陸調整など、貴府の負担で施工していただける工事はありうるでしょうか。	指定管理期間の開始時点（R9.4.1想定）では、現状有姿となります。 また、１番の回答を参照してください。
3	要項	「いろは呑龍トンネル調整池」上部の通気口について、一部の撤去または移設は可能でしょうか。	撤去、移設はできません。
4	要項	「設置した施設については、京都府と協議の上、指定期間終了時に撤去し、現状復旧することを原則」とありますが、貴府と協議の上、残置を認めることがあると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	要項	「現時点の予定では、令和10年度から調整池の上部に上がり整備等可能」とありますが、令和10年何月からか、現在の予定をご教示ください。	令和10年９月を想定しています。 ただし、下水道管理者による坂路の整備進捗、工程調整により令和10年度中に一部前倒して指定管理者が整備可能となる場合がありますが、具体的な時期は未定です。
6	要項	「リスク管理」「物価」について、負担区分が指定管理者になっております。指定管理期間中の物価上昇について、あらかじめ応募時の収支計画に反映しておくことを求められるという認識でよろしいでしょうか。なお、本件は指定候補者との協議において協議対象となるでしょうか。対象なる場合、参考とする指標をあらかじめご教示ください。	要項に記載のとおり、物価リスクは原則として指定管理者負担となりますので、収支計画は物価リスクをお見込の上、ご提案ください。（要項第４（８）参照） ただし、予期し難い著しい物価変動が生じた場合は、協議の対象とします。 参考とする指標はお示しすることができません。
7	要項	グループ応募の場合、「指定申請書（様式１）」は代表企業のみ提出するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
8	要項	「団体概要書（様式８）」及び①～④の書類について、グループ応募の場合はグループのすべての構成企業が提出するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 グループ応募の場合は、構成員ごとに団体概要書と添付書類を提出してください。
9	要項	「令和9年度の事業計画書及び収支予算書、又はこれに準ずる書類」とありますが、当社では現状令和8年度分までしか作成しておりません。令和8年度分の提出でよろしいでしょうか。	支障ありません。

10	仕様書	各種感染症や熱中症対策、セアカゴケグモ等の公園利用者に危害を及ぼすおそれのある野生生物等の対応について、定期で行う保守ではなく、発生時に対応する業務という認識でよろしいでしょうか。また、直近で実施した業務、費用、実施会社をご教示ください。	公園利用者の安全確保の観点から、定期又は非定期に関わらず、指定管理者が状況に応じて必要な安全管理措置を適切に講じてください。 業務、費用、実施会社については指定管理者から報告を求めておらず、府として資料を保有しておりません。
11	仕様書	「遊具の専門業者による定期点検」について、遊具点検の対象遊具・点検周期及び直近の点検報告書を開示ください。また、現行の実働会社をご教示ください。	対象遊具は、芝生広場に設置している複合遊具です。 個別の点検報告書は指定管理者からの提出を求めておりません。そのため点検項目が記載された資料は府として保有しておりません。 また現行の実働会社について、指定管理者からの報告を求めておらず、府として資料を保有しておりません。
12	仕様書	（ｱ）集中管理設備保守点検の対象設備について、それぞれの具体的なメーカー・型番・点検周期及び直近の点検報告書を開示願います。	メーカー名：不明 型番：不明 管理棟執務室から、テニスコートの照明設備の点灯・消灯を操作することができます。 直近の点検報告書については、指定管理者からの提出を求めておらず、そのため点検周期が記載された資料は府として保有しておりません。
13	仕様書	（ｲ）放送システム保守点検について、対象設備のメーカー・型番・点検周期及び直近の点検報告書（定期点検・日常点検）を開示願います。	・デジタルアナウンスユニット メーカー名：不明 型番：不明 ・プログラムタイマー メーカー名：パナソニック 型番：WA-935 直近の点検報告書については、指定管理者からの提出を求めておらず、そのため点検周期が記載された資料は府として保有しておりません。
14	仕様書	ｱ植栽安全管理業務に「定期点検等の管理計画を定め、実施すること」とありますが、現状、どのような定期点検を管理計画に定めているでしょうか。また、今年度の実施予定をご教示ください。	定期点検について、指定管理者からの管理計画書の提出を求めておらず、府として資料を保有しておりません。
15	仕様書	仕様書内に、消防設備点検の項目がございませんが、各建物に消火器等がございます。業務対象ではないのでしょうか。業務対象である場合、直近の消防設備点検報告書を開示願います。	仕様書第６（２）⑨アにおいて記載している日常点検及び関係法令に基づき維持管理をお願いします。 点検報告書について、指定管理者からの提出を求めておらず、府として資料を保有しておりません。 当公園内における消防設備は消火器のみ該当しております。 参考に消火器の数、配置場所、メーカー名、型番については以下のとおりです。 消火器の数：３本 配置場所：管理棟内２本（出入口１、事務所１）、キュービクル横の倉庫１本 メーカー名：ヤマトプロテック 型番：YA-10XⅢ
16	仕様書	仕様書内には、フロン排出抑制法にかかる簡易点検の項目がございませんが、管理棟には対象となる空調設備がございます。業務対象ではないのでしょうか。業務対象である場合、直近の簡易点検の報告書を開示願います。	仕様書第６（２）⑨アにおいて記載している日常点検及び関係法令に基づき維持管理をお願いします。 点検報告書について、指定管理者からの提出を求めておらず、府として資料を保有しておりません。 当公園内における空調設備は管理棟にございます。 参考に空調設備の数、配置場所、メーカー名、型番については以下のとおりです。 空調設備の数：10基 配置場所：管理棟内 メーカー名：三菱 型番：MSZ-AXV2226-W

17	資料	「トイレットペーパー、園内整備消耗品　ほか」について、年度ごとに急激に支出が増えておりますが、その原因は何でしょうか。また、園内整備消耗品に含まれる直近年度の消耗品の種類と数量をご教示ください。	原因や種類、数量について、指定管理者からの報告を求めておらず、府として資料を保有しておりません。
18	資料	「自動車誘導（シルバー）」とございますが、昨年度の実施周期・シフト表及びポスト数を開示願います。	指定管理者から報告を求めておらず、府として資料を保有しておりません。
19	資料	「スポーツ施設管理（シルバー）」とございますが、業務内容および昨年度の実施周期・シフト表及びポスト数を開示願います。	指定管理者から報告を求めておらず、府として資料を保有しておりません。
20	資料	「ゴミ運搬処理」の現行実働会社をご教示ください。	現行の実働会社については指定管理者からの報告を求めておらず、府として資料を保有しておりません。
21	資料	「芝生広場・せせらぎ広場」について、直近のろ材の交換実施年月をご教示ください。また昨年度の消毒用塩素の投入量をご教示ください。加えて、レジオネラ属菌検査を実施したことはあるでしょうか。実施年月と結果報告書を開示ください。	ろ過装置及びろ材はありません。 参考に排水箇所にステンレスメッシュ製のフィルターが２層、循環ポンプ内にトラップがあり、そこでゴミ等を回収しております。 レジオネラ属菌検査は実施しておりません。 消毒用塩素の投入量に関しては、指定管理者からの報告を求めておらず、府として資料を保有しておりません。
22	要項	「③団体の経営状況を示す書類」について確認させていただきます。 提出書類として、「決算書（直近３期分）又はこれに準ずる書類」と「令和９年度の事業計画書及び収支予算書又はこれに準ずる書類」記載されていますが、これらは両方とも必要でしょうか。それとも、いずれか一方の提出でよろしいでしょうか。	両方ともご提出ください。
23		指定管理料の想定をお示しください。	指定管理料の想定額については、お示しすることができません。
24	要項	募集要項17ページに記載の③(ウ)園内園路整備工事のおおよその時期と期間のご教示をお願いいたします。また、使用が制限される箇所はございますでしょうか。	アプローチ棟（エレベータのある棟）から管理棟付近までのレンガブロック舗装において一部不陸が生じており、令和９年度から令和10年度のうち必要な期間を確保して工事を行う予定です。 必要な期間および使用制限箇所について詳細は未定ですが、公園の管理運営への影響は最小限に留め、各施設へは公園利用者が安全にう回して入場することができるよう配慮するとともに、施工範囲や施工方法については指定管理者と協議・調整の上、進めることを想定しています。
25	資料	収益事業収入の内訳をご教示ください。	別途資料（１）を公開します。
26	資料	光熱水費それぞれの使用量及び使用料金を、月別で直近3か年分のご教示をお願いいたします。	別途資料（２）を公開します。
27		目的外使用料の有無、必要であれば金額をお示しください。	京都府立都市公園条例に定めるとおりです。
28		備品の内容をお示しください。	別途資料（３）を公開します。
29	資料	夜間運営についてシルバー人材に委託されていますが、営業時間中は常に社員は常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	現管理体制にとらわれず、京都府が求める管理水準を満たす作業内容・人員配置をご提案ください。
30		それぞれの委託内容についてご教示をお願いいたします。	HPに前回の指定管理者申請書を掲示しており、そのPDF45枚目（申請書40ページ）に再委託予定調書を公開しておりますので、ご確認ください。
31	資料	施設別の利用料及び稼働率の内訳を月別で、直近3か年分のご教示をお願いいたします。減免金額についてもお示しください。	別途資料（４）を公開します。
32	要項	災害対応などで公園が防災拠点として使用され、一般利用が制限された場合、利用料金の減収に対する補填はございますか。	減収に対する補填は原則行いません。

33	要項	物価変動リスクは指定管理者の負担とされていますが、昨今の予測不可能な電気料金・ガス料金等の急激な高騰により、企業努力では吸収できない水準の経費増が生じた場合、協議に応じてもらえる余地はありますでしょうか。	要項に記載のとおり、物価リスクは原則として指定管理者負担となりますので、収支計画は物価リスクをお見込の上、ご提案ください。（要項第４（８）参照） ただし、予期し難い著しい物価変動が生じた場合は、協議の対象とします。
34		備品リストに計上されていないもので現指定管理者が独自で持ち込まれている備品はございますか。	別途資料（３）備品等（Ⅱ種）のとおりです。
35	要項	過去に協議・補填が行われた事例の有無や、協議対象となる減収規模の目安（想定収入の◯◯%減など）はありますか。	事例および目安はありません。
36		令和7年度の収入実績は工事等の影響が全くなかった状態の数値でしょうか。	令和７年10月６日（月）及び10月20日（月）の２日間はテニスコート２面の使用を停止し、照明交換工事を行いました。 また、猛暑の影響により夏期の利用者数の減少傾向は見受けられました。
37	採点基準	自主事業収支差額の一部を施設整備に充てた場合、その金額は納付金の算定対象額から控除するとあります。この投資額は、審査基準の【提案価格 ＝ 指定管理料－納付金－投資額】の投資額としても計上可能でしょうか。	計上可能です。
38	要項	京都府税等の納税義務がない場合は、ない旨を示した書類を提出すればよろしいでしょうか。	そのとおりです。
39		駐車場電源の送電ルートを開示お願いいたします。	送電ルートの図面については、府として保有しておりません。 参考情報として、駐車場に電源はなく精算機の電源はアプローチ棟分電盤からの埋設となっています。また、駐車場精算機及びこれに係る送電線は現指定管理者自ら設置したものであり、府が所有する設備ではありません。
40		駐車場について、路外駐車場の届出は済みでしょうか	公園専用駐車場であるため駐車場法等に基づく路外駐車場制度の適用外です。
41		駐車場のみの売上と入出庫台数をご教示ください	別途資料（５）を公開します。
42	要項	要項P17③(ウ)記載の園内園路整備工事とありますが、この工事が行われた場合、施設の運営にどのような影響があるのでしょうか？ 具体的にどこの施設が使えなくなるかを教えて下さい。	24番の回答を参照してください。
43	仕様書	管理業務仕様書Ｐ７（3）説明文に「管理基準書」とあるが、これは資料⑤のことを指しているのでしょうか？ また、現地案内の質問でも、数量は参考であるとの説明がありました。 管理業務については数量仕様ではなく、性能仕様と考えていますがその考えでいいでしょうか。 その場合、府が求めている性能仕様の内容はなんでしょうか？	管理基準書は、資料⑤を指します。 管理基準書（資料⑤）は、公園の安全で快適な利用を確保するために、過去の管理・運営の実績からその水準を満たすための管理内容や数量の目安を示したものです。 施設維持・管理業務における府が求める管理水準は、管理業務仕様書に記載のとおりです。（管理業務仕様書第６（３）参照）
44	要項	募集要項P9　④植物管理業務イについてもQ43と同様に性能仕様と考えると、府の求めている性能仕様の内容はなんでしょうか？	管理仕様書に記載のとおり、常に安全で快適な環境を来園者に提供することを目的としております。（管理仕様書第６（３）④イ参照）
45	要項	調整池上部における構造上の制限等はありますか。	上載設計荷重は３ｔ/m2が上限です。 原状復旧できることを前提とし、事前に下水道管理者と協議・調整の上、調整池の機能・構造に支障をきたすおそれがある場合、指定管理者において防護等の必要な措置を講じていただくこととなります。 調整池上部構造の詳細については47番の回答を参照してください。
46	要項	調整池上部において、舗装等を行う場合、防水などの下地処理は必要でしょうか。	45番の回答を参照してください。
47	要項	調整池上部の構造図を開示願います。	下水道政策課の執務室内において募集締切日まで閲覧できることとします。資料の準備がありますので、閲覧希望の方は事前にご連絡ください。 （下水道政策課下水道行政係（直通）075-414-5210）

48		駐車場の運営は自主事業に該当するか。	駐車場運営は指定管理業務になります。
49	要項	再委託における「原則、府内企業」とはどのような企業か。	京都府の公契約大綱に準じ、府内に本店を置く企業のことです。
50	要項	指定期間中にPark-PFI事業を実施する際、選定された指定管理者は再度このPark-PFIに応募することになるか。	Park-PFI事業を実施する場合、公園敷地全体を対象にするものではなく一部のエリアや未利用地等を対象とするものであり、当該事業の実施を理由に指定管理を解除することはありません。 また、指定管理者となった団体がPark-PFI事業に応募することは可能です。
51	要項	呑龍調整池において提案を求められておりますが、どのような意図を持って利用していく予定か。また、どのように評価されるか。	新たに整備した下水道施設の上部空間を活用し、地元住民への下水道事業の理解促進にもつながるよう公園敷地を活用していきたいと考えており、積極的な自主事業の提案を期待します。 調整池上部における自主事業の提案内容については、既存の公園敷地における自主事業とあわせて総合的に評価するものと考えております。
52	要項	いろは呑龍調整池をPark-PFIとするのか。既存の公園施設はしないのか。	現時点で具体的な予定はありません。
53	要項	このいろは呑龍調整池は都市公園法の適用を受けるか。	そのとおりです。
54	要項	様式2というのが添付されてないんで、ないものと考えてよろしいでしょうか。	様式2をHPに掲載できておりませんでしたので訂正します。（10/14掲載済）
55	要項	球技場別の収入データというのはいただけるのかどうか。	別途資料（６）を公開します。
【以下他公園に寄せられた全公園共通の内容になります。】			
1	要項	選定後の協議で提案した指定管理料が減額させられることがあるとすれば、候補者は、その減額処理を再委託業者にお願しなければならず、価格で折り合いがつかなければ、安価で業務を行ってくれる別の業者（府外の業者）を探さなければなりません。 こうした場合には、「公契約大綱」の適用はどうなるのでしょうか？	指定管理業務の外部委託については、原則として公契約大綱に準じます。
2	要項	維持管理補修の小規模修繕について、それぞれの指定管理料の内数に修繕費が入っているが、その取扱いをご教示ください。	小規模修繕に係る修繕費については、「管理運営収入」に示す修繕見込額全額を、指定管理経費として収支計画にお見込みの上、御提案ください。
3	要項	提案額について、府による査定又は内容確認に基づく減額調整等は行われるのでしょうか。	「指定管理者候補者選考後の手続等」に記載のとおり、必要に応じて候補者の提案内容について訂正を求める場合があります。その際は協議に応じていただく必要があります。〔指定管理者募集要項（以下、「要項」という。）　第８（１）参照〕
4	要項	説明会時の質疑応答 指定管理料について「査定」があると質疑応答がございましたが、指定管理料、納付金、投資額が査定対象となり、府と指定管理者候補者の間で協議が行われるとの認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

5	要項	選定基準表（別紙）ですが、④にある提案価格の評価額は提案指定管理料から納付金や投資額を差し引て比較するとなっています。 応募時点で過大な架空に近い提案を書くこともできると思いますが、実際の運営で自主事業が赤字になったから納付金は納めない、投資額も実行されないことになると思いますので評価の仕方としては、こうしたプロフィット額を指定管理料から差し引いて評価するのではなく、提案の指定管理料で評価し、プロフィット額の提案には配点を加える評価が公平公正だと考えますがいかがですか？	提出された応募書類に虚偽又は不正があった場合は失格となります。〔要項第６（10）③参照〕 応募書類は、提案内容を必ず実施することを前提として御提出ください。 事業別自主事業計画書（様式4-2）及び事業別自主事業収支等計画書（様式5-2）では、自主事業実施及び当該事業収益の実現性を、資料（同種事業の実績、他公園（施設）での実績等）によりお示しください。 おって、選定審査会において、示された資料等及び必要に応じて行うヒアリングにより、評価します。
6	要項	説明会時の説明 法令関係、不可抗力、施設の新設・増築・大規模改修、備品の新規購入・更新等に係るものは府の負担とご説明があったと記憶しておりますが、お間違いないでしょうか。	（【注】説明会での説明を一部訂正しています） 施設の新設・増築・大規模改修、備品の新規購入・更新等に係るものは京都府の負担となります。〔要項第４（８）参照〕 また、法令関係、不可抗力に係るものは、指定管理者と京都府の協議により負担区分を決定します。〔要項第４（８）参照〕
7	要項	リスク分担では、物価リスクが指定管理者の負担となっているが、昨今の物価上昇の中で、指定管理者に求めるのは問題ではないか。	物価リスクは指定管理者の負担としていますので、物価リスクをお見込みの上、御提案ください。〔要項第４（８）参照〕
8	要項	説明会時の説明 物価リスクについて、基本的には指定管理者が作成する収支計画にて見込んでもらうとのご発言がございました。料金改定には条例改正が必要かと存じますが、次回の条例改正の時期・内容についてご回答ください。	次回の料金改定（条例改正）時期及び内容は未定です。現行の条例に基づいて、利用料金を御提案ください。 要項に記載のとおり、物価リスクは原則として指定管理者負担となりますので、収支計画は物価リスクをお見込みの上、御提案ください。〔要項第４（８）参照〕
9	要項	物価リスクについて、急激な上昇があった場合は、協議対象としていただけないか。	要項に記載のとおり、物価リスクは原則として指定管理者負担となりますので、収支計画は物価リスクをお見込みの上、御提案ください。〔要項第４（８）参照〕 ただし、予期し難い著しい物価変動が生じた場合は、協議の対象とします。
10	要項	リスク分担表がありますが、その表の中の「物価リスク」欄は指定管理者が負うとなっています。 指定管理者事業の募集条件に、「公契約大綱」の考え方をとりいれるのであれば、公共調達（建設工事等）で契約書において「インフレスライド条項」の条文があることから、今回の指定管理事業にも「インフレスライド条項」の考え方を取り入れて、物価リスクを京都府も負うべきではないでしょうか？ 見解をお願いします。	要項に記載のとおり、物価リスクは原則として指定管理者負担となりますので、収支計画は物価リスクをお見込みの上、御提案いただきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。〔要項第４（８）参照〕
11	要項	グループで応募する場合、追加で提出が必要となる書類はあるか。	グループ応募の場合は、グループ構成員表（様式1-2）を御提出ください。なお、その他必要書類については、〔要項第５（２）及び第６（10）〕を御確認ください。
12	要項	様式１０ 「再委託予定調書」について、全ての業務が府内に本店を置く企業へ委託できることが理想ですが、説明会でも「専門的な業務などやむを得ない理由がある場合は府外企業への委託も可能」とご説明されておりました。「原則」本店とは理解しておりますが、一部について府内に支社や支店のある企業又は既存業務に実績がある企業等でも差支えないでしょうか。	府内に支社や支店を置いているが、府内に本社を置いていない企業は、府内企業として扱いません。 また、既存業務の実績を理由として、府外企業へ委託することはできません。 なお、指定管理業務の外部委託については、原則として公契約大綱に準じ、専門的な業務や府内に業務を実施できる企業がないなど、やむを得ない理由がある場合に、府内企業（府内に本店を置く企業）以外への委託を可能とします。
13	要項	業務の再委託の記述に、「京都府の公契約大綱（R7年改正）に準じ、原則府内業者を選定する」とされていますが、この「原則」の例外的に取り扱えることを教えて下さい。	12番の回答を御参照ください。
14	要項	グループ応募の場合、「指定申請書（様式１）」は代表企業のみ提出するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

15	要項	様式８に添付する会社概要・パンフレット等に実績の記載がある場合は、⑤の書類と兼ねる形でよろしいでしょうか。	問題ありません。
16	要項	再委託先について、原則府内企業とあるが、「令和3年度版からの変更点」では原則府内本店企業とある。どちらが正しいか。 府内企業とは、京都府内に支店・営業所で問題ないか。	12番の回答を御参照ください。 なお、御指摘の事について、要項と「令和３年度版からの変更点」資料の表記について明確化を図るため、以下のとおり訂正します。 ・要項〔第４（３）④〕 【訂正前】府内企業 【訂正後】府内企業（府内に本店を置く企業） ・令和３年度版からの変更点〔第２〕 【訂正前】府内に本店を置く企業 【訂正後】府内企業（府内に本店を置く企業） なお、「令和3年度版からの変更点」の訂正版は令和8年10月27日（火）にHPに掲載する予定です。
17	要項	一部の他官庁所管の公園では、Park-PFI制度や指定管理者が新たに設置した公園施設は管理期間が終わるまでに原状復旧する必要があるが、当公園の自主事業として設備を設置･改修した場合、管理期間後の継承または現状引渡しについて、協議していただけるか。	協議の対象とします。
18	要項	クビアカツヤカミキリの被害が京都府内でも拡大しているが、防除など対策費用は通常の維持管理を超えるものとして、協議の対象になりうるか。	防除については維持管理の範疇と考えるため、原則指定管理者の責任となります。 ただし、被害樹木の量が著しく多いなど大規模になる場合は、協議の対象とします。
19	要項	事業計画書について、情報公開により開示された事業計画書の著作権については、作成した業者にあるという認識でよいか。開示資料の転記や資料としての他業者の流用については、どうお考えか。	情報公開制度で入手した文書であったとしても、文書が第三者により作成されたものである場合、第三者が当該文書の著作権を有しており、文書を入手した者は、他者の著作物に対する著作権法上の規定を遵守する必要があります。
20	要項	様式2-2-4及び様式2-2-5の「安全管理」について、それぞれ記載すべき内容の違いはなにか。	様式2-2-4については、安全管理マニュアルの整備や連絡体制の構築など、平常時における安全管理体制を記載してください。様式2-2-5については、公園利用者に危害が及ぶおそれのある緊急時や事故発生時における対応方法を御記載ください。
21	要項	提出書類については、押印欄のある書類のみ押印が必要という認識でよいか。	そのとおりです。
22	要項	様式２事業計画書の枚数制限について、A4サイズで４枚程度とされていますが、その他の様式について枚数制限はありますか。	公園毎に公園の規模、施設の量や種類が異なるため、一律の枚数制限は設けていません。 なお、応募書類の作成に関し、要項に記載のことについて御留意ください。〔要項第６（２）【概要書・計画書作成要領】参照〕
23	要項	事業計画書はA4縦形式とされていますが、図表等を用いて見やすくするため、A3サイズを使用することは可能か。	A4縦形式で御提出ください。
24	要項	CD-Rで提出する電子データについては、募集要項で提出が求められている書類のみ格納すればよいか。	そのとおりです。
25	要項	事業計画書、様式2-1以降PowerPointで作成しそれで提出してもよいか。	公開している様式と同様の体裁であれば差支えありません。 オリジナルファイルは、京都府が読み込みが可能であるWord、Excel、PowerPointファイル形式のいずれかで作成してください。
26	要項	様式３、様式５－１、様式５－２ 収入項目及び支出項目について、府にて記載の項目にて各収支計画書を作成するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

27	要項	『事業計画書（様式２、２－１～２－４）、収支計画書（様式３）及び自主事業に関する事業計画書（様式４－１、４－２、５－１、５－２）については、ＣＤ－Ｒの電子データ（製本データはPDF形式、オリジナルファイル（ワード、エクセル又はパワーポイント）は別フォルダ格納）も併せて御提出ください。』とございますが、製本データは、様式２，２－１～２－４、様式３、様式４－１、４－２、５－１、５－２を一つのPDFファイルにまとめ、オリジナルファイルはそれぞれ別フォルダに格納してＣＤ－Ｒに保存するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、CD-Rにおけるフォルダ構成及びオリジナルファイル名は次のとおりとしてください。 ①フォルダ構成 [ＣＤ－Ｒ]ー [〇〇公園応募書類一式_製本データ.pdf] └[オリジナルフォルダ]ー [様式2事業計画書フォルダ] └[様式3収支計画書フォルダ] └[様式4・5自主事業計画書フォルダ] ②オリジナルファイル名 製本データ内の様式の順番と合致するように様式名の前に番号を付してください。 【数字_様式名.拡張子】 （例）[01_様式2.ppt]、[02_様式2-1.docx]、[03_様式2-2-1.docx]...など
28	要項	審査項目の一つである「府民の公平な利用の確保」における「公平」とは、どのような趣旨を想定されているか。	利用者の属性に応じて公平な対応を求めているものです。
29	要項	指定管理者等選定審査会におけるヒアリング審査について、応募者の出席者数に制限はあるか。	会場レイアウトの都合上、4名分のテーブル席を用意しています。超過する場合、事前に御相談ください。 なお、ヒアリング審査の詳細については後日、応募者あて通知します。
30	要項	指定管理者等選定審査会により書類選考、ヒアリング審査について、説明会にて両日出席する可能性があるとの説明を受けましたが、1日目と2日目の審査内容についてご教示ください。	1つの公園に係る審査は、書類選考からプレゼン、ヒアリングまでを1日で完結します。 ただし、応募者が複数公園に応募した場合、両日の出席を要する場合があります。 詳細（日時・会場など）は、令和8年11月18日（水）目途に応募者あて通知する予定ですので、御確認ください。
31	要項	指定管理者等選定審査会により書類選考、ヒアリング審査について、説明会にて両日出席する可能性があるとの説明を受けましたが、以下でお間違いないでしょうか。 ・令和8年11月25日（水）14時～18時30分 ・令和8年11月30日（月）9時～13時 ・共に京都駅周辺にて実施	左記の範囲で実施しますが、詳細（日時・会場など）は、令和8年11月18日（水）目途に応募者あて通知する予定です。
32	要項	指定管理者等選定審査会により書類選考、ヒアリング審査について、パワーポイント資料を使用する場合には、パソコンの準備が必要とご案内頂きましたが、プロジェクター又は大型モニタ等に投影してご説明するのでしょうか。発表時間は5分以内でお間違いないでしょうか。	応募者は、パソコンを持参してください。 当方が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用してプレゼンをしていただきます。 パソコンとプロジェクターの接続は、当方でＨＤＭＩケーブルを用意しますので、対応したパソコンを御持参ください。 発表時間は5分以内としてください。

令和７年度　収益事業会計の内訳（資料（１））

		内訳					
収益事業会計	決算額	自販機 取扱手数料	球技場 夜間照明代	夜間球技場 使用料	芝生球技場 ﾗｲﾝﾍﾟｲﾝﾄ代	ｷｯﾁﾝｶｰ出店、 物販手数料	氷、ｺﾋﾟｰ、 ｺﾞﾐ袋
	3,070,889	1,418,260	236,000	864,490	436,270	89,099	26,770

月別光熱水費（資料（２））

月分	使用電力量計(kWh)	請求金額(円) 消費税込
2023年04月分	8,283	241,173
2023年05月分	7,989	216,701
2023年06月分	7,351	199,542
2023年07月分	8,418	213,261
2023年08月分	11,050	247,637
2023年09月分	10,720	233,144
2023年10月分	9,367	220,733
2023年11月分	9,577	217,697
2023年12月分	10,792	233,341
2024年01月分	8,979	207,463
2024年02月分	8,969	206,687
2024年03月分	7,808	191,446
2024年04月分	7,519	183,490
2024年05月分	7,082	185,871
2024年06月分	7,539	197,579
2024年07月分	7,860	211,312
2024年08月分	10,875	264,561
2024年09月分	10,912	241,808
2024年10月分	8,555	211,218
2024年11月分	7,773	206,871
2024年12月分	7,981	222,684
2025年01月分	7,510	211,004
2025年02月分	8,287	211,068
2025年03月分	7,098	191,796
2025年04月分	7,867	211,625
2025年05月分	6,576	229,673
2025年06月分	6,527	212,637
2025年07月分	8,481	253,710
2025年08月分	9,692	270,745
2025年09月分	10,785	300,132
2025年10月分	7,602	217,118
2025年11月分	6,369	196,370
2025年12月分	6,956	203,885
2026年01月分	6,530	193,949
2026年02月分	7,859	200,579
2026年03月分	5,775	165,072

月分	ガス使用量 （㎥）	請求金額 (円) 消費税込
2023年04月分	調査困難	5,018
2023年05月分		4,379
2023年06月分		4,678
2023年07月分		4,077
2023年08月分		3,754
2023年09月分		4,386
2023年10月分		4,634
2023年11月分		3,619
2023年12月分		2,744
2024年01月分		3,900
2024年02月分		3,777
2024年03月分		6,282
2024年04月分		4,726
2024年05月分		4,060
2024年06月分		3,499
2024年07月分		4,490
2024年08月分		3,825
2024年09月分		4,415
2024年10月分		4,691
2024年11月分		4,282
2024年12月分		4,763
2025年01月分		2,763
2025年02月分		4,030
2025年03月分		3,892
2025年04月分	5.2	4,935
2025年05月分	2.9	3,554
2025年06月分	5.0	4,735
2025年07月分	3.2	3,682
2025年08月分	2.7	3,390
2025年09月分	3.7	3,924
2025年10月分	4.3	4,229
2025年11月分	4.3	3,125
2025年12月分	4.6	4,374
2026年01月分	4.4	4,270
2026年02月分	3.3	3,702
2026年03月分	3.1	3,609

月分	水道使用量	請求金額 (円) 消費税込
2023年04月分	110	35,090
2023年05月分	121	38,599
2023年06月分	115	36,685
2023年07月分	163	51,997
2023年08月分	155	49,445
2023年09月分	145	46,255
2023年10月分	121	38,599
2023年11月分	63	20,097
2023年12月分	25	7,975
2024年01月分	24	7,656
2024年02月分	38	12,122
2024年03月分	94	29,986
2024年04月分	132	42,108
2024年05月分	132	42,108
2024年06月分	118	37,642
2024年07月分	149	47,531
2024年08月分	144	45,936
2024年09月分	167	53,273
2024年10月分	106	33,814
2024年11月分	72	22,968
2024年12月分	20	6,380
2025年01月分	28	8,932
2025年02月分	32	10,208
2025年03月分	112	35,728
2025年04月分	114	36,366
2025年05月分	129	41,151
2025年06月分	172	54,868
2025年07月分	169	53,911
2025年08月分	137	43,703
2025年09月分	113	36,047
2025年10月分	104	33,176
2025年11月分	81	25,839
2025年12月分	25	7,975
2026年01月分	37	11,803
2026年02月分	32	10,208
2026年03月分	98	31,262

資料（３）

備品等（Ⅰ種）

【備品】

品名	数量
軽貨物自動車	1
演台	1
コインロッカー	3
金庫	1
除細動器	1
プログラムタイマー	1
デジタルアナウンスユニット	1
サッカーゴール	7
野球バックネット	2
ゴミ箱	1

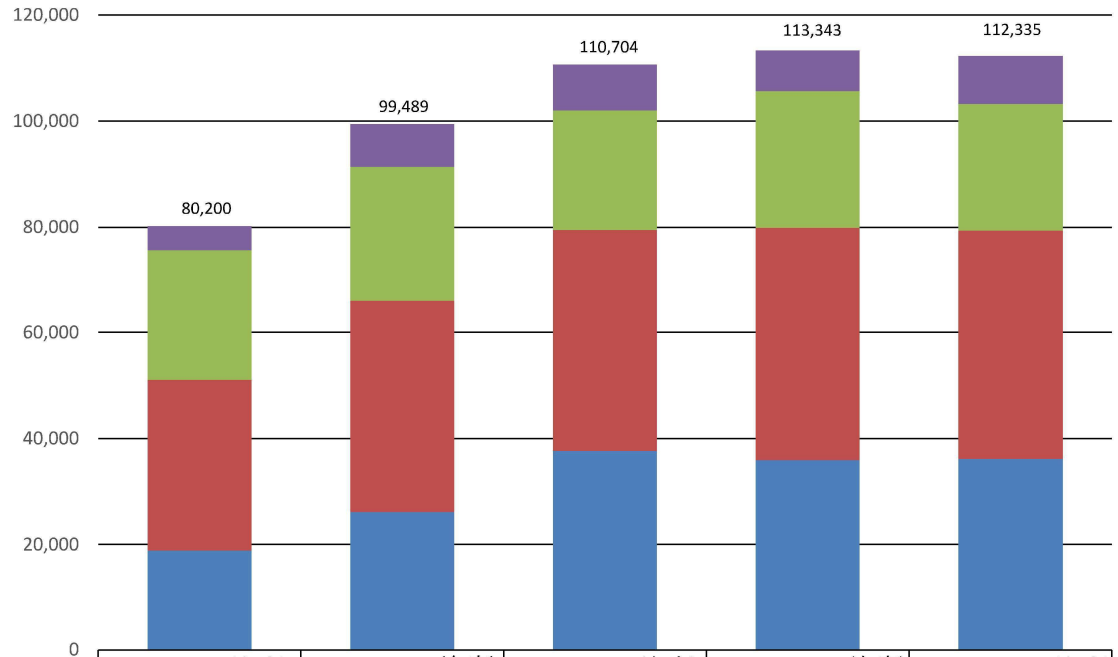
【消耗品】

品名	数量	品名	数量
手押車	1	ゲートボールセット	9
片そで机	4	ゴールネット	6
長机	1	テント	3
テーブル	4	テニスネット（予備）	2
OA用紙	1	ネット計測器	1
回転椅子（肘付き）	5	バットカー	2
長椅子	20	傘立て	3
物品台	1	黒板（ホワイトボード）	1
テレビ台	2	ゴミ箱（白かご）	3
保管庫	2	プランター	2
水屋	1	パネルスクリーン	2
雑誌架	1	車椅子	1
下駄箱	1	冷蔵庫	1
更衣用ロッカー	2	会長の印	1
掃除用具ロッカー	1	事務局長の印	1
ゴミ箱（収集箱）	1	協会の印	1
スピーカー	1	協会　丸印	1
ガス台	1	会長　丸印	1
冷水器	1	おむつ交換台	1
ワイヤレスマイク	1	幼児用補助便座	3
液晶テレビ	1	おむつ用ゴミ箱	4
得点板	10		

備品等（Ⅱ種）

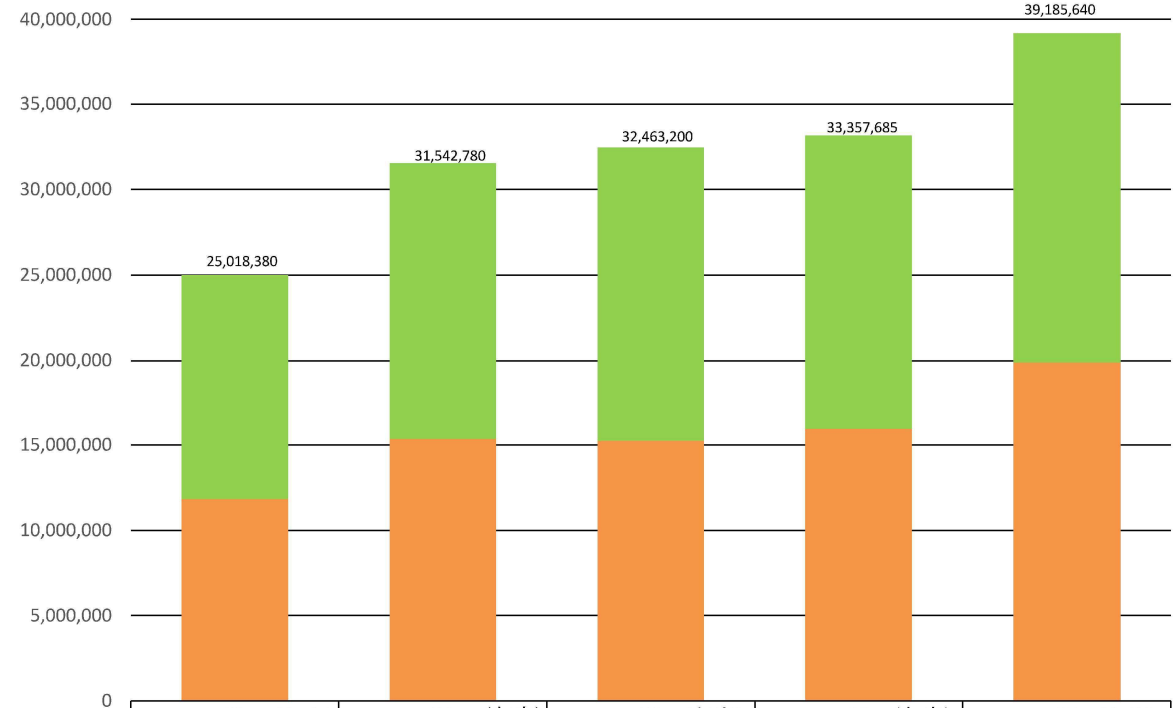
品名	数量	品名	数量
電気ポット	1	インサイドワゴン	1
湯沸かし器	1	シュレッダー	1
電子レンジ	1	ゴミ箱	6
こたつ	1	ゴミ箱（分別用）	2
テーブル（ガラス）	1	灰皿付ゴミ箱（アルミ）	2
留守番電話、親機	1	パイプ椅子	55
留守番電話、子機	2	長机	10
PC机	2	ベンチ	8
インテリアグリーン	8	エアーコンプレッサー	1
芝生ライン引き器	1	自転車	1
シューズボックス	1	掃除機	1
壁掛け時計	3	ワイヤレスマイクシステム	1
人工観葉植物	1	液晶テレビ（19インチ）	1
リヤカー	1	ホワイトボード	2
ゴミ収集袋	5	青テント（クイック）	2
優勝カップ	1	チェーンソー	2
物置	2	テプラ	1
パンフレットスタンド	2	加湿器	1
デジタルカメラ	1	i-pad	1
担架	2	青ライン引き	5
無線機（充電器付き）	6	赤ライン引き	4
モニターTV	3	エンジン刈払機	1
ラミネーター	1	スピーカー	1
扇風機	2	青テント小（クイック）	1
手提げ金庫	1		
ワイヤレスマイク	2		

利用人数推移



	R3 （年度）	R4 （年度）	R5 （年度）	R6 （年度）	R7 （年度）
■芝生球技場	4,505	8,060	8,665	7,665	9,105
■芝生ひろば	24,652	25,486	22,570	25,801	23,875
■テニス	32,148	39,817	41,836	43,979	43,228
■球技場	18,895	26,126	37,633	35,898	36,127

利用料金推移



	R3 （年度）	R4 （年度）	R5 （年度）	R6 （年度）	R7 （年度）
■施設利用料	13,199,680	16,181,280	17,202,800	17,202,800	19,316,640
■駐車場	11,818,700	15,361,500	15,260,400	15,954,600	19,869,000

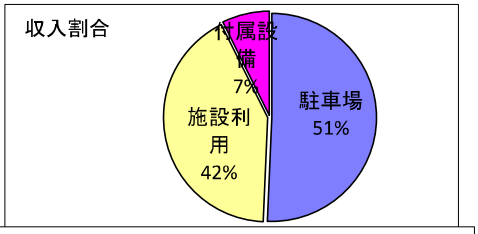
令和7年度　京都府立洛西浄化センター公園　利用料集計

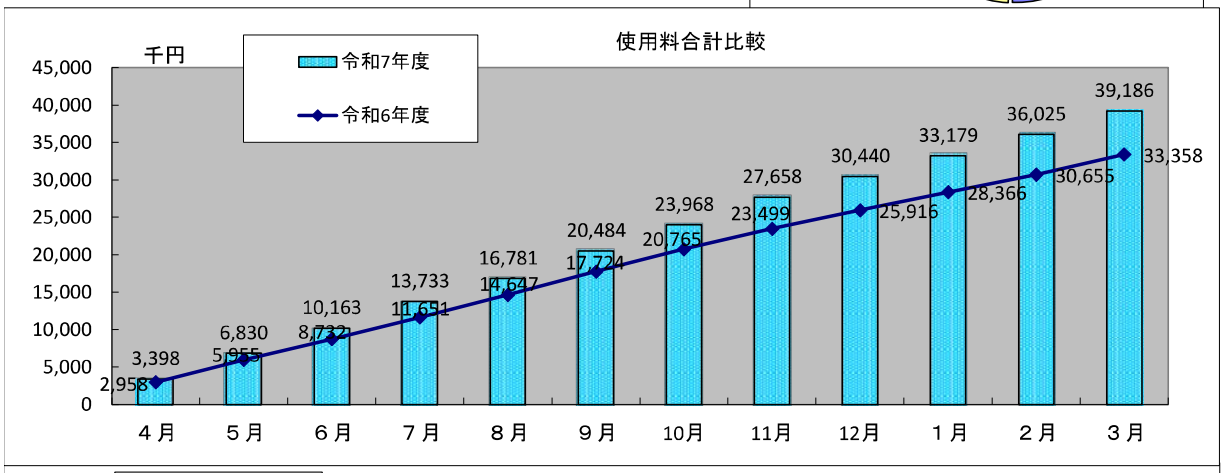
自　令和7年4月　1日
至　令和8年3月31日

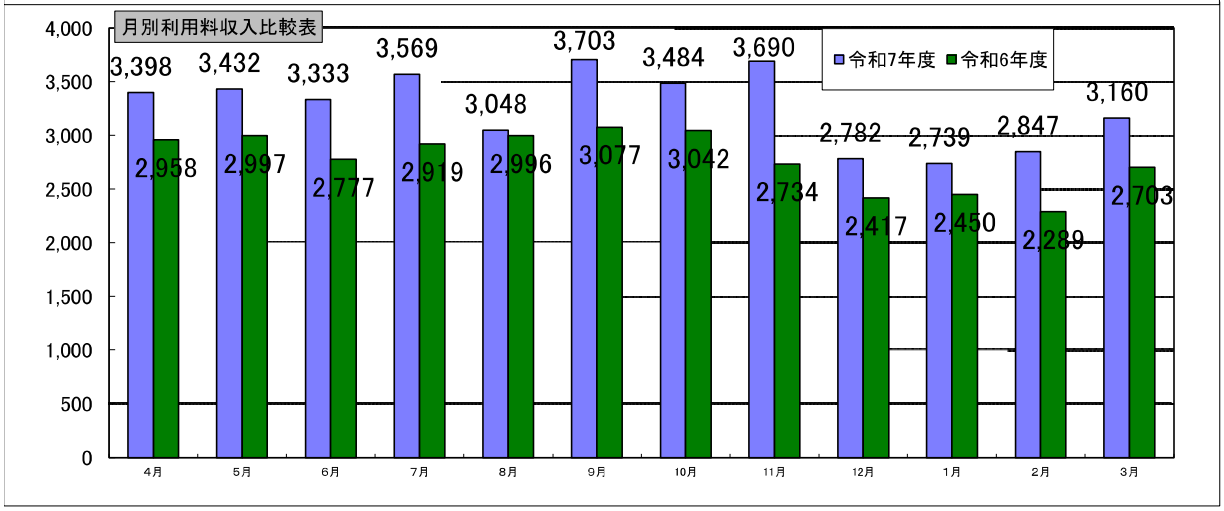
	施設利用料			付属設備利用料			駐車場			
	球技場	テニス	合計	球技場	テニス	合計	台数	BUS	合計	総合計
4月	108,340	1,338,990	1,447,330	18,620	180,390	199,010	3,487	5	1,752,000	3,398,340
5月	210,350	1,113,730	1,324,080	58,450	150,240	208,690	3,757	12	1,898,900	3,431,670
6月	274,730	1,088,530	1,363,260	118,100	146,140	264,240	3,405	2	1,705,900	3,333,400
7月	217,760	1,132,850	1,350,610	82,590	151,870	234,460	3,928	12	1,984,400	3,569,470
8月	265,530	1,189,440	1,454,970	30,740	156,210	186,950	2,778	10	1,406,000	3,047,920
9月	262,590	1,272,410	1,535,000	127,950	167,840	295,790	3,714	9	1,872,300	3,703,090
10月	220,180	1,256,360	1,476,540	92,710	171,970	264,680	3,417	20	1,742,500	3,483,720
11月	129,340	1,224,500	1,353,840	41,710	170,930	212,640	4,169	23	2,123,600	3,690,080
12月	207,940	1,112,400	1,320,340	131,750	141,280	273,030	2,337	12	1,188,900	2,782,270
'25.1月	108,420	1,128,490	1,236,910	86,540	152,800	239,340	2,494	9	1,262,300	2,738,550
2月	169,160	1,095,890	1,265,050	72,650	152,490	225,140	2,696	5	1,356,500	2,846,690
3月	177,930	1,136,280	1,314,210	108,390	162,140	270,530	3,097	16	1,575,700	3,160,440
合計	2,352,270	14,089,870	16,442,140	970,200	1,904,300	2,874,500	39,279	135	19,869,000	**39,185,640**
前年度計	2,348,970	12,486,045	14,835,015	764,070	1,804,000	2,568,070	39,504	102	15,954,600	**33,357,685**

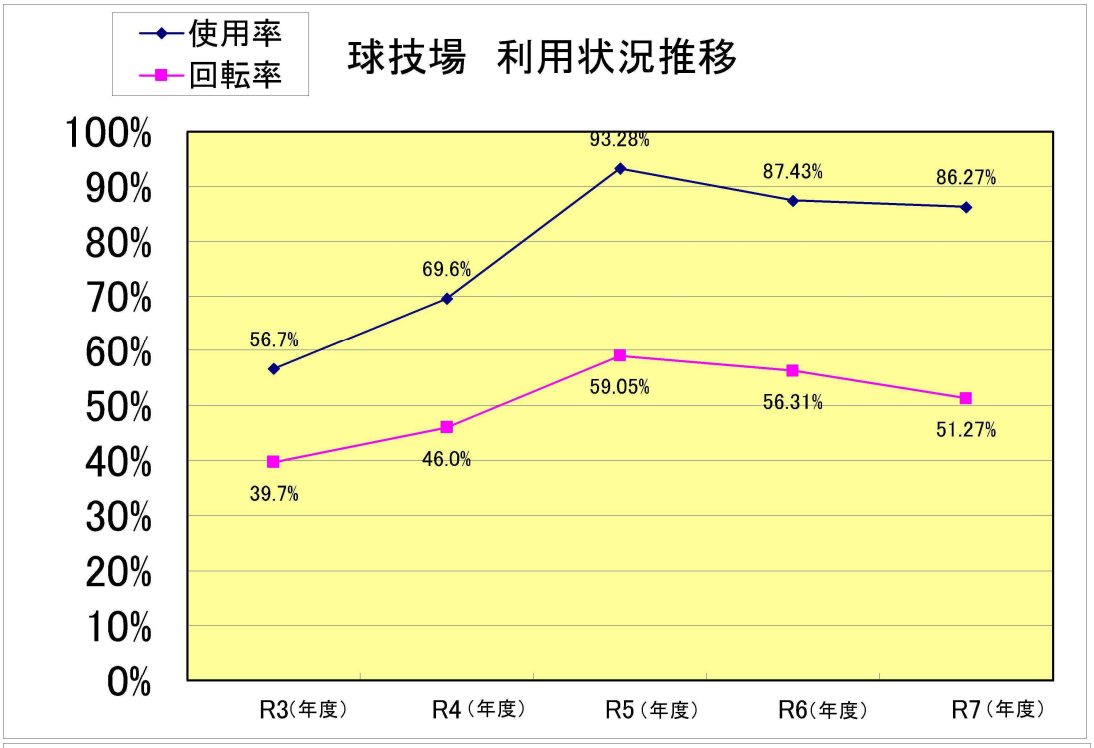
駐車場を除いた運動施設の利用料での球技場とテニスコートの割合

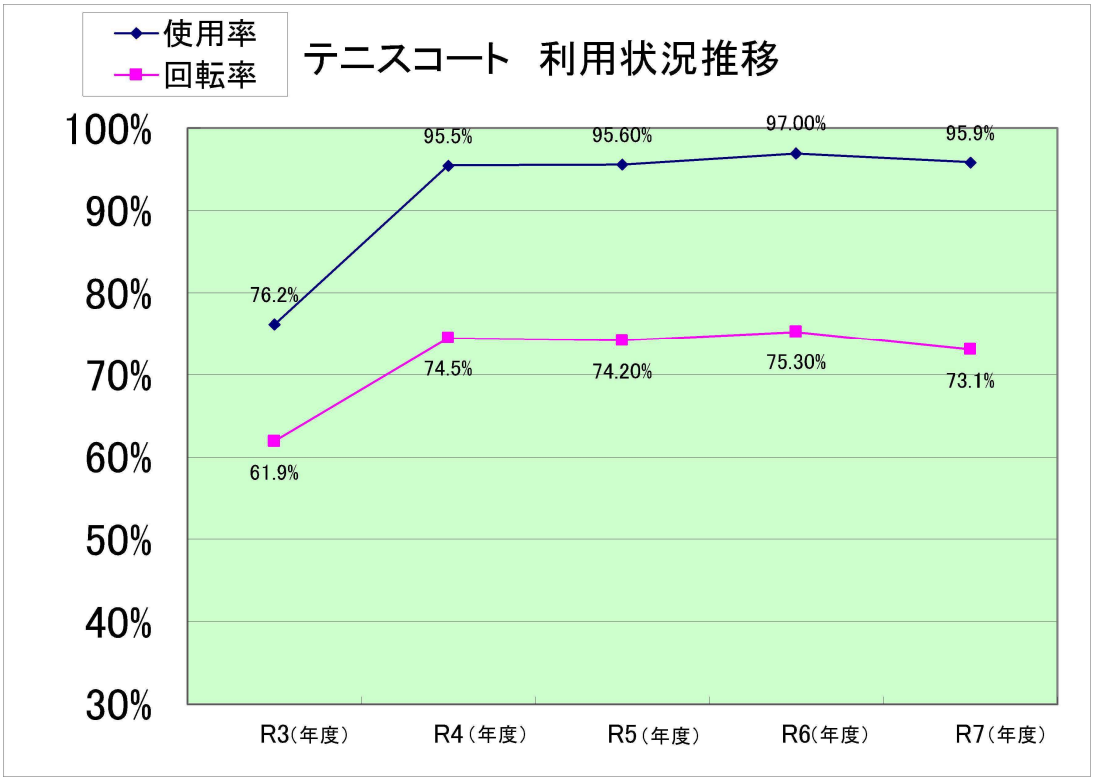
	球技場	テニス	全体
施設	2,352,270	14,089,870	16,442,140
付属設備	970,200	1,904,300	2,874,500
合計	3,322,470	15,994,170	19,316,640
割合	17%	83%	100%








使用率
回転率
球技場　利用状況推移
100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
93.28%
87.43%
86.27%
69.6%
56.7%
59.05%
56.31%
51.27%
46.0%
39.7%
R3(年度)
R4(年度)
R5(年度)
R6(年度)
R7(年度)


使用率
回転率
テニスコート　利用状況推移
100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
95.5%
95.60%
97.00%
95.9%
76.2%
74.5%
74.20%
75.30%
73.1%
61.9%
R3(年度)
R4(年度)
R5(年度)
R6(年度)
R7(年度)

資料（５）

	令和７年度　駐車場		
R7	台数	内大型車	合計
4月	3,487	5	1,752,000
5月	3,757	12	1,898,900
6月	3,405	2	1,705,900
7月	3,928	12	1,984,400
8月	2,778	10	1,406,000
9月	3,714	9	1,872,300
10月	3,417	20	1,742,500
11月	4,169	23	2,123,600
12月	2,337	12	1,188,900
1月	2,494	9	1,262,300
2月	2,696	5	1,356,500
3月	3,097	16	1,575,700
合計	39,279	135	19,869,000

資料（６）

令和７年度球技場の収入実績内訳について

単位：円

R７	施設利用料			付属設備利用料			合計
	クレー	芝生球技場	合計	クレー	芝生球技場	合計	
4月	101,370	6,970	108,340	1,540	17,080	18,620	126,960
5月	122,380	87,970	210,350	26,610	31,840	58,450	268,800
6月	176,390	98,340	274,730	100,960	17,140	118,100	392,830
7月	131,120	86,640	217,760	43,200	39,390	82,590	300,350
8月	183,220	82,310	265,530	17,390	13,350	30,740	296,270
9月	167,120	95,470	262,590	102,680	25,270	127,950	390,540
10月	122,320	97,860	220,180	67,570	25,140	92,710	312,890
11月	47,360	81,980	129,340	10,840	32,000	42,840	172,180
12月	104,720	103,220	207,940	121,450	10,040	131,490	339,430
1月	87,240	21,180	108,420	88,240	0	88,240	196,660
2月	169,160	0	169,160	72,650	0	72,650	241,810
3月	160,800	17,130	177,930	102,430	5,960	108,390	286,320
計	1,573,200	779,070	2,352,270	755,560	217,210	972,770	3,325,040